目　次

ページ
1　適用範囲 …… 1
2　引用規格 …… 2
3　用語及び定義 …… 2
4　一般要求事項 …… 2
5　試験のための一般条件 …… 3
6　分類 …… 3
7　表示，及び取扱説明又は据付説明 …… 3
8　充電部への接近に対する保護 …… 3
9　モータ駆動機器の始動 …… 3
10　入力及び電流 …… 3
11　温度上昇 …… 3
12　金属イオン系バッテリの充電 …… 3
13　動作温度での漏えい電流及び耐電圧 …… 3
14　過渡過電圧 …… 3
15　耐湿性等 …… 3
16　漏えい電流及び耐電圧 …… 3
17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護 …… 4
18　耐久性 …… 4
19　異常下における動作 …… 4
20　安定性及び機械的危険 …… 4
21　機械的強度 …… 4
22　構造 …… 4
23　内部配線 …… 4
24　部品 …… 5
25　電源接続及び外部可とうコード …… 5
26　外部導体接続端子 …… 5
27　接地の手段 …… 5
28　ねじ及び接続 …… 5
29　空間距離，沿面距離及び固体絶縁 …… 5
30　耐熱性及び耐火性 …… 5
31　耐腐食性 …… 5
32　放射，毒性及びこれらと類似の危険性 …… 5
附属書 …… 6
参考文献 …… 6

JIS C 8301:2019 様式原案

まえがき

この規格は，産業標準化法第 16 条によって準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき，一般社団法人日本ホームヘルス機器協会（HAPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から，産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり，日本産業標準調査会の審議を経て，経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって，**JIS C 9335-2-212**:2018 は改正され，この規格に置き換えられた。

この規格は，著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が，特許権，出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は，このような特許権，出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について，責任はもたない。

JIS C 9335 の規格群（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性）には，約 100 規格に及ぶ部編成があるが，この規格ではそれらの一覧の表記を省略した。

なお，全ての部編成は，**JIS C 9335-1**:20xx の“まえがき”に記載されている。

JIS Z 8301:2019様式原案

日本産業規格（案）　JIS C 9335-2-212：20xx

家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-212 部：家庭用吸入器の個別要求事項

Household and similar electrical appliances—Safety—
Part 2-212: Particular requirements for vaporizer for home use

JIS Z 8301:2019様式原案

序文

この規格は，**JIS C 9335-1**:20XX と併読する規格である。

この規格の箇条などの番号は，**JIS C 9335-1**:20XX と対応している。**JIS C 9335-1**:20XX に対する変更は，次の表現を用いた。

－ “置換”は，**JIS C 9335-1**:20XX の該当する箇所の要求事項を，この規格の規定に置き換えることを意味する。

－ “追加”は，**JIS C 9335-1**:20XX の該当する箇所の要求事項に，この規格の規定を追加することを意味する。

変更する箇所に関する情報が必要な場合には，これらの表現に続く括弧書きで示している。

JIS C 9335-1:20XX に追加する細分箇条番号は，**JIS C 9335-1**:20XX の箇条番号の後に“**101**”からの番号を付けている。

1　適用範囲

置換（**箇条 1** 全てを，次に置き換える。）

この規格は，家庭用及びこれに類する家庭用吸入器で，定格電圧が単相の場合には 250 V 以下，その他の機器の場合には 480 V 以下のもの（以下，機器という。）の安全性について規定する。

バッテリ駆動機器，その他の直流駆動機器についても，この規格を適用する。

注記　この規格の適用範囲内の機器の例を，次に示す。

－ 家庭用超音波吸入器

－ 家庭用電動式吸入器

－ 家庭用電熱式吸入器

機器は，モータ，電熱素子又はそれらの組合せを含む場合がある。

通常，家庭で用いない機器でも，店舗，軽工業及び農場において，一般人が用いる機器のような，一般

大衆への危険源になる機器も，この規格を適用する。

この規格では，全ての人が受ける合理的に予見可能な危険性を取り扱っている。ただし，この規格では，通常，次の状態については規定していない。

－ 次のような人（子供を含む。）が監視又は指示のない状態で機器を安全に用いることが不可能な場合
  ・ 肉体的能力，知覚的能力，又は知的能力の低下している人
  ・ 経験及び知識の欠如している人
－ 子供が機器で遊ぶ場合

この規格は，次の機器への適用は意図していない。

－ 工業目的専用の機器
－ 腐食性又は爆発性の雰囲気（じんあい，蒸気又はガス）が存在するような特殊な状況にある場所で用いる機器
－ 医用機器（**JIS T 0601**）

2 引用規格

引用規格は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 2** による。

追加

JIS C 9335-1:20xx　家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

3 用語及び定義

用語及び定義は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 3** による。

3.1 物理的特性に関する定義

3.1.9 置換（**3.1.9** 全てを，次に置き換える。）

通常動作（normal operation）

次の量の水を入れ，機器を運転した状態

－ 定格容量の表示がある機器は，タンク及び吸入液容器に定格容量
－ 定格容量の表示がない機器は，容器の約 80 %

3.5 機器のタイプに関する定義

追加

3.5.101

家庭用吸入器

吸入液をガス，蒸気又は霧の状態に変えて，咽喉部及び／又は鼻に噴霧吸入させる家庭用及びこれに類する機器

3.5.102

家庭用超音波吸入器

JIS Z 8301：2019 様式原案

超音波振動方式によって吸入液を微粒子にして，咽喉部及び／又は鼻に噴霧吸入させる家庭用吸入器

3.5.103
家庭用電動式吸入器
空気の噴射によって吸入液を，咽喉部及び／又は鼻に噴霧吸入させる家庭用吸入器

3.5.104
家庭用電熱式吸入器
電熱で水蒸気を発生させ，その噴射によって吸入液を，咽喉部及び／又は鼻に噴霧吸入させる家庭用吸入器

4　一般要求事項

一般要求事項は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 4** による。

5　試験のための一般条件

試験のための一般条件は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 5** による。

追加

5.101　家庭用電熱式吸入器は，電熱機器として試験する。その他の機器は，モータ駆動機器として試験する。ただし，モータと電熱素子との両方をもつ機器は，複合機器として試験する。

6　分類

分類は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 6** による。

7　表示，及び取扱説明又は据付説明

表示，及び取扱説明又は据付説明は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 7** による。

7.6　置換（“**IEC 60417** 及び **ISO 7000** に規定された”で始まる段落を，次の段落に置き換える。）

IEC 60417，**ISO 7000** 及び **ISO 7010** に規定された記号を用いてもよい。

8　充電部への接近に対する保護

充電部への接近に対する保護は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 8** による。

9　モータ駆動機器の始動

モータ駆動機器の始動は，この規格では規定しない。

10　入力及び電流

JIS Z 8301:2019様式原案

入力及び電流は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 10** による。

11　温度上昇

温度上昇は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 11** による。

12　金属イオン系バッテリの充電

金属イオン系バッテリの充電は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 12** による。

13　動作温度での漏えい電流及び耐電圧

動作温度での漏えい電流及び耐電圧は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 13** による。

14　過渡過電圧

過渡過電圧は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 14** による。

15　耐湿性等

耐湿性等は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 15** による。

16　漏えい電流及び耐電圧

漏えい電流及び耐電圧は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 16** による。

17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護

変圧器及びその関連回路の過負荷保護は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 17** による。

18　耐久性

耐久性は，この規格では規定しない。

19　異常下における動作

異常下における動作は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 19** による。

19.1　追加（“電熱素子をもつ機器に対しては，”で始まる段落の後に続けて，次を追加する。）

ただし，**19.2** 及び **19.3** の試験は，容器に水を入れない状態で行う。

20　安定性及び機械的危険

JIS Z 8301:2019 様式原案

安定性及び機械的危険は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 20** による。

21　機械的強度

機械的強度は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 21** による。

追加

21.101　機器は，次の落下試験を行ったとき，これに適合しなければならない。

コンクリートの床上に置いた厚さが約 30 mm の表面が平らなラワン板の中央部に，機器の底面がラワン板の面に平行になるようにし，機器を高さ約 70 cm から 1 回落下させる。

試験後，**8.1**，**15.1**，及び**箇条 29** に適合しなくなるような損傷が生じてはならない。疑義を生じた場合，付加絶縁又は強化絶縁について，耐電圧試験を行ったとき **16.3** に適合しなければならない。

22　構造

構造は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 22** による。

追加

22.101　次のタイプの機器の構造は，該当する試験に適合しなければならない。

－　水蒸気の噴出孔をもつ機器　　**a)**の試験

－　家庭用電熱式吸入器で，タンク式の機器　**b)**の試験

試験方法は，次による。

a)　**噴霧性能試験**　タンク及び吸入液容器に水を入れ，定格電圧を連続して加え，噴霧が終了するまで運転する。試験中，水滴が水蒸気とともに噴出してはならない。

b)　**圧力安全弁作動試験**　タンクに水を入れ，水蒸気の噴出孔を閉じた状態で，定格電圧を連続して加える。試験中，圧力安全弁が作動しなければならない。

23　内部配線

内部配線は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 23** による。

24　部品

部品は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 24** による。

25　電源接続及び外部可とうコード

電源接続及び外部可とうコードは，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 25** による。

JIS Z 8301:2019様式原案

26　外部導体接続端子

外部導体接続端子は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 26** による。

27　接地の手段

接地の手段は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 27** による。

28　ねじ及び接続

ねじ及び接続は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 28** による。

29　空間距離，沿面距離及び固体絶縁

空間距離，沿面距離及び固体絶縁は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 29** による。

30　耐熱性及び耐火性

耐熱性及び耐火性は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 30** による。

30.2.3　この規格では，規定しない。

31　耐腐食性

耐腐食性は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 31** による。

32　放射，毒性及びこれらと類似の危険性

放射，毒性及びこれらと類似の危険性は，**JIS C 9335-1**:20xx の**箇条 32** による。

JIS Z 8301:2019様式原案

附属書

附属書は，**JIS C 9335-1**:20xx の附属書による。

参考文献

参考文献は，次によるほか，**JIS C 9335-1**:20xx の参考文献による。

追加

ISO 7010，Graphical symbols－Safety colours and safety signs－Registered safety signs

JIS Z 8301:2019 様式原案